慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | 子ども兵士をめぐる倫理問題の検討 |
| Sub Title | Analysing moral issues of child soldiers |
| Author | 眞嶋, 俊造(Majima, Shunzō) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 2019 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.92, No.1 (2019. 1) ,p.235- 254 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 赤木完爾教授退職記念号 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20190128-0235 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 子ども兵士をめぐる倫理問題の検討

眞嶋俊造

はじめに
第一節　子どもと戦争
第二節　法的枠組み
第三節　搾取という問題
第四節　子ども兵士
第五節　戦闘における子ども兵士
　　――職業軍人としての兵士の視点から
第六節　後悔や罪の意識が起こる理由
第七節　子ども兵士を攻撃すること
おわりに

## はじめに

武力紛争においては、立場の弱い人々、武器を持たず、直接の敵対行為に参加してない民間人、特に女性や子

どもや高齢者などが最も大きな影響を受ける。それらの人々の中でも、子どもは特別な立場にある。というのは、子どもが子どもであるという理由に他ならない。子どもは戦争の被害者になるばかりではなく、大人によって強制的に戦闘に参加させられ、殺傷や破壊の共犯者として、被害者であるにもかかわらず同時に加害者に仕立て上げられてしまうこともある。ここに、「子どもを搾取する大人と、大人によって搾取される子ども」という道徳的な疑問を付すべき構図を見ることができる。

しかし、そのような道徳的に疑義がある構図が発現するのは右記の状況だけではない。道徳的良心を有した兵士が子ども兵士と対峙する際には、ある意味での極端な非対称性に直面する場合がある。その非対称性は、一般的に、罪がなく、弱い立場にあり、未成熟であるがゆえに保護されるべき対象であるはずと考えられている子どもが、兵士に対して脅威を及ぼす際に生じる。道徳的良心を有する大人の兵士と、道徳的行為者性を有さないために道徳的責任を負わない（または、少なくとも大人よりも道徳的行為者性の能力が顕著に低く、それゆえに顕著に低い道徳的責任を負う）子どもとの戦闘は、前者に対して「道徳的罠」が仕掛けられる。大人と同じ責任能力を有さない子ども兵士（child solider）がもたらす脅威を無力化しないと、自らや第三者を防御できないという状況である。もし子ども兵士を攻撃しなかったら、自らや第三者の生命を危機にさらすことになり、ひょっとしたら自らの生命を落としたり第三者の生命を守ることができなくなったりするかもしれない。また、たとえ子ども兵士を攻撃して自らや第三者の生命を守ることができたとしても、子どもを殺傷したことについての罪の意識、後悔、自責の念を負うことが伴うかもしれない。まさに、子ども兵士を攻撃しても地獄、攻撃しなくても地獄といった状況である。

本稿の目的は、子ども兵士を巡る倫理的諸問題を応用倫理学の視座より検討することにある。具体的には、武力紛争において子どもを使うこと、特に兵士として使うことの道徳的（非）許容可能性（「武力紛争に子どもを労

働力として参加させることは道徳的に許容されるのか」という問い）とその理由、子ども兵士と戦闘を行う状況になったときに子ども兵士を無力化することの道徳的（非）許容可能性（「戦闘において子ども兵士を無力化することは道徳的に許容されるのか」）とその理由について論じる。

本稿は七つの節に分かれている。第一節では、現代の武力紛争において子どもが戦争に使われる例として、「ボコ・ハラム」による軍事目的での子どもの使用を紹介する。第二節では、子どもと戦争、軍隊への参加に関わる法的枠組みを概観する。第三節では、子どもによる労働が一方的な強制的搾取であることから生じる道徳的問題を指摘する。第四節では、子どもを兵士として使用することの道徳的問題を検討する。第五節では、子ども兵士が、大人の職業軍人としての兵士との戦闘においてもたらしうる道徳的問題を吟味する。第六節では、子ども兵士に危害を加えることから生じうる、後悔や罪の意識が起こる理由を検討する。第七節では、戦闘において子ども兵士を攻撃することの道徳的（非）許容可能性とその理由について論じる。

## 第一節　子どもと戦争

平時であれ戦時であれ、本来、子どもは大人になるまで保護されるべき対象であると考えられている。しかし、戦争では、多くの子どもが被害者、犠牲者となる。近年においても、武力紛争において子どもに対する暴力や搾取が行われている。例えば、ナイジェリア北東部とそれに隣接する諸国では、二〇一三年以降においてイスラム系反政府武装勢力「ボコ・ハラム（Boko Haram）」による子どもに対する暴力が報告されている。以下、二〇一六年に「国際連合児童基金（ユニセフ：UNICEF）」が刊行した報告書の一部を引用する。

少年は、「ボコ・ハラム」への忠誠を示すため自らの家族に対しての攻撃を強制される。少女は、性的暴力や兵士との強制結婚を含む深刻な虐待にさらされる。爆弾を運んだり起爆させたりすることに使われる子どもたちもいる。(1)

UNICEFの報告書は、過去数年においてナイジェリア北東部とその隣接国において爆発物を用いた攻撃の急激な増加を指摘した上で、以下のように記述している。

少年や少女が関与した攻撃の比率も増加しており、八歳の子どもたちも含まれる。子ども、特に少女を自爆者として使うことは、この紛争を定義づけるような、また警戒すべき特徴のひとつになっている。(2)

同報告書によると、ナイジェリア、カメルーン、チャド、ニジェールの四ヶ国での自殺攻撃に使われた子どもの推定数は、二〇一四年には四人であったのが、二〇一五年には四四人と一一倍の増加があった。また、二〇一四年一月から二〇一六年二月にかけての期間において、子どもが関与した自殺攻撃の数は、ナイジェリアでは一七件、カメルーンでは二一件、チャドでは二件（ニジェールでは〇件）が報告されている。加えて、同時期における自爆者の一九パーセントが子どもであり、そのうちの少年と少女の割合は、少年二五パーセントに対して少女七五パーセントである。

ナイジェリア北東部とその周辺国における「ボコ・ハラム」による暴力、特に戦争遂行のために様々な形で強制的に子どもを使って搾取を行ったことは、弱い立場にある子どもが武力紛争の犠牲者となったほんの一例にしかすぎない。

## 第二節　法的枠組み

武力紛争法では、武力紛争において子どもを兵士として使うことを禁止している。例えば、「ジュネーヴ諸条約第一追加議定書」の第七七条二項は「紛争当事者は、一五歳未満の児童が敵対行為に直接参加しないようすべての実行可能な措置をとるものとし、特に、これらの児童を自国の軍隊に採用することを差し控える」としている。また、「ジュネーヴ諸条約第二追加議定書」の第四条三項（c）は「一五歳未満の児童については、軍隊または武装した集団に採用してはならず、また、敵対行為に参加することを許してはならない」と規定している。

また、子どもの権利を保障する国際条約においても、武力紛争において子どもを保護することが規定されている。「児童の権利に関する条約」第三八条は、「締約国は、一五歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる（二項）」とし、また「締約国は、一五歳未満の者を自国の軍隊に採用することを差し控えるもの（三項）」と規定する。さらに、「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」は、「締約国は、一八歳未満の自国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる（第一条）」とし、また「締約国は、一八歳未満の者を自国の軍隊に強制的に徴集しないことを確保する（第二条）」と規定する。

このように、国際法では子どもを兵士として、特に直接の敵対行為に参加する戦闘員として使うことが禁止されている。しかし、このような法規範があるという事実と、この条約を批准していない非国家主体である武装集団が子どもを戦闘員として戦闘に参加させることを差し控えているかどうかという事実とは別問題である。また、二〇一七年の国連の報告書によると、二〇一六年においてアフガニスタン、ミャンマー、シリア、イエメンなどでは児童が国軍や治安部隊の軍務に就かされたとされ、それらの国家に加え、中央アフリカ共和国、コンゴ民主

共和国、コロンビア、イラク、マリ、ナイジェリア、フィリピン、ソマリア、スーダン、南スーダンなどの反政府武装勢力は子どもを戦闘員として軍務に就かせているとされる。(3)

## 第三節　搾取という問題

子どもを武力紛争において使うことの問題は、ひとえにそれが一方的な強制的搾取であるという点にある。「国連国際労働機関（international Labour Organisation: ILO）」の「最悪の形態の児童労働条約」（第一八二号）の第三条は、「武力紛争において使用するための児童の強制的な徴集」を「強制労働」に含め、それを「奴隷制度又はこれに類する慣行」とし、「最悪の形態の児童労働」のひとつとしている。(4)

では、なぜ子どもを武力紛争に使うことは「最悪の形態の児童労働」とされるのだろうか。その理由を詳しく見ていくために、まずはＩＬＯの資料「最悪の形態の児童労働の撤廃：ＩＬＯ第一八二号条約への実務的ガイド（『議会人のためのハンドブック』第三号、二〇〇二年）」(5)を見ていこう。

児童労働の定義として、肯定的に評価される「青少年の労働参加」と、否定的に評価される形態の労働としての「児童労働」とが区別されている。一方、前者は「一般に、健康や人格形成に悪影響を与えず、学校生活に支障をきたさないかぎり、肯定的なものと見なされている」とした上で、具体例として「家庭と家族の面倒を見ている親を手伝う行為や、家業を手伝う行為、学校の時間外や休暇中に小遣いを稼ぐ行為が含まれる」としている。そして、それらの労働参加が肯定的に評価される理由として、「児童の成長と家族の福祉を促進し、能力や態度や経験の向上をもたらすとともに、児童が成人した時に社会に役立つ生産的な大人になるための準備ともなる」(6)からとされる。(7)

他方、後者の児童労働の特徴として、同報告書は以下の四点を挙げている。

・子どもにとって、精神的、肉体的、社会的、道徳的に危険であり、有害である。

次に挙げる三つの形態によって学校生活に支障をきたす。

・学校に通う機会を奪う。

・学業を修了しないうちに学校生活を打ち切ることを強いる。

・通学と過度の長時間重労働とを両立させることを要求する。[8]

そして、深刻な問題は「極端な形態」としての「奴隷化」であり、さらにそれが「しばしば幼年期の頃から起こっている」と述べている。[9] それらを踏まえた上で、同報告書は児童労働を「子どもから少年時代と可能性と尊厳を奪い、かつ、子どもの肉体的、精神的成長にとって有害な労働」と定義している。

この定義は、子ども兵士に関する問題を考える上で非常に示唆に富んでいるものと思われる。というのは、児童労働には、「二重の搾取」の構造が存在するからだ。「二重の搾取」とは、子どもの現在と未来を搾取することである。まず、「子どもの現在を搾取すること」とは、子どもを労働力として用いること、また労働力を得るための手段としてのみ扱うこと、児童労働に就いていなければ享受できたであろう子どもとして意義のある少年時代を奪うこと、そしてそうすることによって子どもの権利、福祉、尊厳を侵害することである。「子どもの未来を搾取すること」とは、子どもが児童労働に就いていなければ享受できたであろう意義のある少年時代に培い、獲得することができたであろう、未来において人生をより豊かにしたであろう資質や能力や適性や人間性を開花させる機会と可能性、つまり、よりよい人生を謳歌するに有益かつ有用な時間と機会を奪うということである。[10]

## 第四節　子ども兵士

前節では児童労働一般の問題について見てきたが、それでは「最悪の形態の児童労働」のひとつとされる「武力紛争において使用するための児童の強制的な徴集」、つまり「子どもを戦闘員として使うこと」の問題はどこにあるのだろうか。それはひとえに、大人の一方的な都合で子どもに兵士として働くことを強制するという「子どもに対する暴力」が行使されること、子ども兵士に対して、敵への暴力の行使を労働として強要すること、子ども兵士を敵からの暴力の行使に曝し死傷するリスクと危険を負わせることである。言い換えれば、子どもたちに対して死傷するという究極のリスクや危険を一方的に課すことに加え、子どもたちに暴力の行使を強要し、手段としてのみ使うだけではなく、ときとして子どもたちを悪事の共犯者に仕立て上げてしまう点にある。ここにおいて何らかの強制ないし搾取の構造が構築されることは避けられない。

子ども兵士は戦闘だけではなく、後方支援を含む様々な軍務に使われている。しかし、子どもが武力紛争に巻き込まれる状況において最大の倫理問題のひとつは、子どもが戦闘員として使われることである。特に、「イスラム国」による子ども兵士を例として挙げてみよう。「イスラム国」は、子どもを戦闘員として戦闘に参加させるだけではなく、自殺攻撃を行わせたり、捕虜を殺害させたりしている。それらの全てがおぞましい、道徳的非難に値することだが、そのうちでも子どもが捕虜を殺害する映像は、視聴する者を恐怖のどん底に突き落とす。

私たちは、そのような子どもに対する搾取が組織的に大規模に行われていることについてどのように考えるだろうか。ＩＬＯの文書は「武力紛争に子どもを強制的に従事させることは、肉体的に極度に危険な状態に子どもを置くばかりでなく、子どもの心理に深い外傷を残し、一生残る傷を与えることになる」[11]と述べている。

事実、兵士であった子どもが、戦闘や様々な形での搾取や虐待の結果として、心的外傷後ストレス障害（Post

Traumatic Stress Disorder: PTSD）を負ったり、それに類する心的外傷後ストレスの症状や反応を示したりすることが報告されている。例えば、ウガンダの反政府組織「神の抵抗軍（Lord's Resistance Army）」の戦闘員だった子どものＰＴＳＤに関して二〇〇四年に発表された研究では、臨床的に重大な心的外傷後ストレスの症状や反応が見受けられると論じられている。[12]

戦闘員であった子どもは、脱走したり、動員解除となったり、救出されたり解放されたりした後にも、多くの苦難に直面する。ウガンダの例では、「戦闘員だった子どもは、自らが行った数え切れない残虐行為――そのほとんどが自国の人々に対するもの――についてときとして非難され、また汚名を着せられるので、心理的な回復や社会への再統合は深刻なほど複雑になることがある」[13]と述べられている。子どもは、たとえ戦場を離れた後であっても、自分自身だけではどうしようもならないような弱い立場に追い込まれてしまうこともあるのだ。

## 第五節　戦闘における子ども兵士――職業軍人としての兵士の視点から

子どもが戦闘員として戦闘に参加することは、もうひとつの特有の問題を生じさせる。その問題は、子ども兵士は道徳的行為者性を持たないが、敵対する相手に対して脅威となることに由来する。特に、この問題は、国家の軍隊に職業軍人として所属する兵士が、非国家主体の軍事集団に属する子ども兵士との戦闘に直面した場合において非常に深刻となる。それらの兵士は、たとえ戦闘中であったとしても、道徳的な心理から子ども兵士を攻撃することに対して躊躇する場合がある。

例えば、二〇〇〇年にはシエラレオネで英軍兵士が、「ウエスト・サイド・ボーイズ（West Side Boys）」という主に子ども兵士から構成される民兵組織によって身柄を拘束された事例がある。指揮官が子ども兵士に対して

射撃を行うことを嫌がったため、部隊が包囲され、兵士の身柄が拘束された。身柄を拘束された兵士を救出するため実行された「バラス作戦（Operation Barras）」では子ども兵士との戦闘が行われた。ピーター・W・シンガー（Peter W. Singer）はその作戦を評して、「この新しい、厄介な地球規模の暴力に対して初めて西洋が直面した戦闘のひとつだった」と論じている。(14)

私たちはここにある種の「道徳的罠」を見ることができるだろう。ここで言う道徳的罠とは、ある行為をしたことによって何らかの道徳的な後悔や罪の意識がひき起こされるが、その行為をしなかったことによっても何らかの道徳的な後悔や罪の意識がひき起こされるような構造や状況のことである。まさに、「進むも地獄、退くも地獄、止まっているのはもっと地獄」かもしれない構造に嵌め込まれてしまう状況である。それでもなお、兵士たちは選択すること、決断すること、そしてその決断に従い行動することを迫られることがあるのだ。

## 第六節　後悔や罪の意識が起こる理由

なぜ、いわゆる大人の職業軍人である兵士が子ども兵士を攻撃することに道徳的な後悔や罪の意識を抱くのだろうか。この問いについて、以下に述べるように、イヤル・ベン＝アリ（Eyal Ben-Ari）が興味深い説明をしている。

しかし、その前に、補助線的な予備的説明が必要であろう。まず、ベン＝アリは、自身の研究を、イスラエル国防軍に関する自身の研究と、児童期に関する自身の著作、また各種の学問分野の二次資料に基づいたものとして位置づけている。当該研究は、ベン＝アリ自身が言うところの「西洋社会（Western societies）」についての考察であり、いわゆる欧米、特に児童を戦闘員として採用していないＮＡＴＯ加盟国の軍隊と兵士の道徳心理につ

いて考えるのに役立つだろう。[15] また、おそらく日本の自衛隊とその隊員にも該当するかと思われるが、その判断は読者に委ねたい。

なぜ職業軍人である兵士が子ども兵士を攻撃することに道徳的な後悔や罪の意識を抱くのかについて、ベン＝アリの議論を見ていこう。それは、一言で言うと、私たちの倫理観は、子どもについての特定の見方によって形成されているということである。

> 歴史的に西洋社会においては、児童期について、子どもは悪への傾向を持って罪深く生まれたという清教徒的な考えに基づく見方と、子どもは罪がなく弱い立場にあるという見方が競合してきた。様々な理由によって、過去数十年においては後者の見方が力を獲得してきた。私たちの知っている「児童期」という概念は「成人期」と対比され、子どもは、その状況や状態のままである［being］というよりも［成人に］なっていく過程にある人々として見られる……子どもは本質として特別であり、生物学的また心理学的な力によって決定付けられており、罪がないとされ、それゆえに弱い立場にあって依存している。[16]

私たちは右記の考えを広く共有しているだろう。ベン＝アリは、この考えに依拠する「児童期」のモデルが、「子どもの権利が制度化された国際法に組み込まれた」と論じている。[17]

さらに、ベン＝アリは、次のように指摘する。子どもは罪がなく、弱い立場にあり、未成熟であるという性質と、例えば犯罪のような暴力行為とを関連づけることが難しいとし、「人を殺した子どもは、逸脱した特異な人間、児童期でのあり方として受容されている規範から逸脱した、子どもと大人の合成物として見られる」と述べている。そして、この見方は「職業軍人によって構成される軍隊がどのように子ども兵士を見ているかの根底に

ある見方と同じである」[18]と論じている。こういったわけで、兵士は子ども兵士を「普通の戦闘員」として見ることに抵抗を覚えることがあるとされるのだ。もしそのようになってしまったら、戦闘や任務の遂行に支障をきたすことになりかねない。それではどうすべきなのか。

## 第七節　子ども兵士を攻撃すること

子ども兵士を攻撃することに関する倫理学的な問いは、「本来であれば保護され、少なくとも危害を加える相手ではないはずの子どもに対して、たとえ自分や第三者の防衛のためとはいえ暴力を行為することは道徳的に許容されるのか」というように立てることができる。この問いについて、以下の二つに分けて検討してみよう。

第一の問いとして、「もし子ども兵士が直接の敵対行為に参加しているのであれば、その直接の脅威を取り除くために子ども兵士を攻撃することは道徳的に許容されるのだろうか」を立てる。第二の問いとして、「もし子ども兵士が脅威を及ぼすのであるならば、兵士自身や自らの所属する部隊や第三者を保護するために攻撃を行うことは道徳的に許容されるのだろうか」を立てる。これら二つの問いを検討するために、次の仮想事例を考えてみよう。

〈例1〉

ある国家（「国家A」）が、もうひとつの国家（「国家B」）の正統な政府を支持しているとしよう。国家Bの領域内では、非国家主体が政府に対して反乱戦を展開している。国家Aは、その政府に対する軍事面での支援の一環として対反乱戦への協力を約束し、自国の軍隊を派兵した。派兵された兵士たちが基地の近隣の村をパトロールしていると、子ども兵士による奇襲に遭った。兵士は、一〇歳にも満たないような子ども兵士が自分に対して小銃の銃口を向けて

くるのを見た。さて、その兵士が、子ども兵士を射撃することは道徳的に許容されるのだろうか。

〈例2〉

ある国家（「国家A」）が、もうひとつの国家（「国家B」）の正統な政府を支持しているとしよう。国家Bの領域内では、非国家主体が政府に対して反乱戦を展開している。国家Aは、その政府に対する軍事面での支援の一環として対反乱戦への協力を約束し、自国の軍隊を派兵して遠征武力介入を行った。派兵された国家Aの軍隊に属する兵士たちは。パトロールを終えて村の広場で小休止していた。すると、歩哨として周囲の警戒にあたっていた兵士は、明らかに爆発物が入っているベストを着た、一〇歳にも満たない子どもが広場に向かって走り寄ってくるのを見た。さて、その兵士が、子ども兵士を射撃することは道徳的に許容されるのだろうか。

どちらの事例においても、「子ども兵士を射撃することは道徳的に許容される場合がある」と考えられる。第一の事例では、「もし子ども兵士が直接の敵対行為に参加しているのであれば、その直接の脅威を取り除くために子ども兵士を攻撃することは道徳的に許容されるのだろうか」という第一の問いへの応答として自己防衛を理由として挙げることができる。自身に対する明白かつ差し迫った脅威を取り除くために最後に残された唯一の方法が子ども兵士を射撃することしかないならば、その行為は道徳的に許容される。

第二の事例では、「もし子ども兵士が脅威を及ぼすのであるならば、兵士自身や自らの所属する部隊や第三者を保護するために攻撃を行うことは道徳的に許容されるのだろうか」という第二の問いへの応答として他者防衛を理由として挙げることができる。防衛されるべき他者に対する明白かつ差し迫った脅威を取り除くために最後に残された唯一の方法が子ども兵士を射撃することしかないのであれば、その行為は道徳的に許容されると考えられるだろう。

両方の事例において重要なのは、「最後に残された唯一の方法」という点である。もし射撃以外によって脅威を除去できる方法があるとするならば、そしてその方法が子ども兵士に危害を加えるものであるならば、子ども兵士を射撃することが道徳的に許容されるか否かについては疑義があるかもしれない。もしそうでなくとも、少なくとも子ども兵士に危害を加えることが「最後に残された唯一の方法」であるか否かは、私たちの道徳評価に何らかの影響を与えるかもしれない。

この点について、ジェフ・マクマン（Jeff McMahan）は、子ども兵士の道徳的行為者性と道徳的責任（moral responsibility）、そして子ども兵士自身が負うべき責任（liability）という観点から、戦闘において子ども兵士を攻撃することの道徳的許容性について以下のように論じている。

> 子ども兵士について最も合理的と思われる見方は次のとおりである。子ども兵士は、一般的に道徳的責任の行為者性についての能力は低く、戦争での行為について個人としての責任がさらに低くなるような条件下で行為する人々である。先に提示したように、もし不正な脅威を及ぼすことについての道徳的責任（moral responsibility）が、防衛のための暴力が行使されることに責任（liability）を負うことの基盤であるならば、またもしその負うべき責任（liability）が程度の問題であり個人の［道徳的］責任（［moral］responsibility）の程度が変化するならば、子ども兵士は戦争において攻撃されることに対して、非常に少ないながらも自身の［行為、つまり脅威を及ぼすことについての］責任を帰せられる。[19]

言い換えると、こういうことだ。子ども兵士を攻撃することは道徳的に許容される。その理由は、大人と比べて低いながらも、子ども兵士は道徳的行為者性を有し、それゆえ戦闘という行為に道徳的責任を有するので、兵士によって攻撃されることについての責任を自らが負うからである。

子ども兵士を攻撃することの道徳的許容性を道徳的責任から導き出すことについて、ひとつだけ付言したい。それは、子ども兵士をひとつのカテゴリーとして扱うこと自体に問題があるのかもしれないということである。子ども兵士の年齢は八歳くらいから一八歳未満までの開きがある。一括りに子ども兵士と言っても、各々の子どもの年齢や発達段階によるが、例えば八歳の子ども、一三歳の子ども、一七歳の子どもの道徳的責任の行為者性についての能力を比較した場合、その程度や度合いには明らかな違いがあるだろう。もしそうであるならば、自らの行為についての道徳的責任（moral responsibility）と、その行為に対して負う責任（liability）の程度や度合いにも差があると考えられる。

境界事例ではあるが、右記の理由により、八歳の子ども兵士を一七歳の子ども兵士を同じように「子ども兵士」というひとつのカテゴリーで扱うことは難しいように思われる。戦闘に参加する八歳の子ども兵士の道徳的責任はどの程度あるのだろうか。確かに、民間人への攻撃や残虐行為を行うことについての善悪を判断する能力は多かれ少なかれ有しているかもしれない。しかし、民間人への攻撃や残虐行為を行うことについての道徳的責任を問うことと、敵対する大人の職業軍人によって構成される軍隊の兵士との戦闘を行うことについて子ども兵士の道徳的責任を問うこととは本質的な違いがあるだろう。

とはいえ、もし八歳の子ども兵士が銃を向けて発砲してきたら、あるいはもし爆発物を持って向かってきたらどうだろうか。自己防衛または他者防衛またはその両方の場合において、最終手段として物理的強制力を用いることによって子ども兵士を無力化し脅威を取り除くことは道徳的に許容されると考えてよいだろう。

もちろん、子ども兵士に危害を加えるか否かは、究極のところその兵士の「生き方」なのかもしれない。単なる一個人としては、自己防衛のためだけであれば子ども兵士に危害を加えないという選択を行ったとしても、必ずしも非難されないだろう。しかし、軍事専門職に就く者としては、自らの安全が任務の遂行に必要である場合、

他の人々の生命にも影響を及ぼす場合、そしてその人々が自らに課された任務の定めるところの保護すべき対象であるならば、その人々や自らに対する脅威を除去することは、少なくとも軍事専門職倫理上の義務となりうる。

## おわりに

今後においても、職業軍人で構成される軍隊の兵士が子ども兵士と戦闘を行うことが起こるだろう。それを見越して、カナダ軍は二〇一七年、自国兵士が子ども兵士との戦闘を行う状況を念頭に置いた軍事マニュアルを採用した。これは兵士が道徳的ジレンマを回避したり緩和したりするため、また道徳的な後悔や罪の意識や自責の念を負わないようにするために有益であると思われる。しかし、それでも、子ども兵士を戦争で殺傷したことによってＰＴＳＤを発症したり、自殺したりする兵士や帰還兵がいなくなることはないかもしれない。

子ども兵士を死傷させてしまった兵士は、道徳的な後悔や罪の意識や自責の念を抱くかもしれない。そのような思いを生じさせないことは難しく、取り去ることも容易ではないだろう。この問題に解決はあるだろうか。

最善の策は、子どもが兵士として戦闘に参加するような状況を作らないこと、子どもを戦闘に参加させないことである。確かに、そのために多くの取り組みがなされている。しかし、子どもを戦闘に参加させないことを今日明日に完全に実現することは難しいように思われる。現在でも、世界各地に数十万人の子どもが兵士として利用されているという現実に対してどのように立ち向かい、どのような有効な方策があり、そしてそのような方策をどう実施していくかは大きな課題である。

次善の策としては、兵士が子ども兵士との戦闘を行わないことである。もしお互いが戦闘を行う状況がなければ、少なくとも戦闘そのものからのリスクや、戦闘後にひき起こされるかもしれないリスクがなくなる。それな

らば、どちらにとってもよいことに思われる。確かに、子ども兵士との戦闘を行わなければ、兵士は子ども兵士を死傷させることはないので、そのことによる道徳的な後悔や罪の意識や自責の念を抱くことはなくなる。しかし、これも実現することが難しいように思われる。というのは、「イスラム国」や「ボコ・ハラム」に代表されるように、いくつかの反政府武装集団は子どもを兵士として戦闘に投入することに躊躇するどころか積極的だからである。兵士がそのような武装集団との戦闘を行う限り、または戦闘に巻き込まれる状況にある限り、子ども兵士との戦闘を避けることができないだろう。

私たちはここにある種の「道徳的罠」を見ることができるだろう。ここで言う道徳的罠とは、ある行為をしたことによって何らかの道徳的な後悔や罪の意識がひき起こされるが、その行為をしなかったことによっても何らかの道徳的な後悔や罪の意識がひき起こされるような構造や状況のことである。

この「道徳的罠」が深刻になるのは、遠征武力介入であろう。ここでは、特にＮＡＴＯ加盟国の軍隊を念頭に置こう。というのは、ＮＡＴＯ加盟国は、子どもを兵士として動員したり、直接の戦闘行為に参加させたりはしていないだけではなく、往々にして遠征武力介入を行う主体だからである。

子ども兵士との戦闘をめぐる「道徳的罠」の問題に対する一応の解決のカギは、遠征武力介入の特徴にあると考えられる。その特徴は、子どもが兵士として軍務に就いている紛争地に遠征武力介入を行う国家は、自国の兵士が子ども兵士と遭遇し、戦闘を行うことから生じうる「道徳的罠」を知りつつ、また兵士たちがその罠にかけられる可能性があることを知りつつも、進んで派兵を行う。既に見たように、遠征武力介入は、介入する意志と能力の両方を併せ持つ国家しか行うことができない。つまり、遠征武力介入は、自発的かつ選択的であり、「贅沢な」行為である。というのは、「国家は自国の防衛を最優先する」という命題が真であるならば、遠征武力介入は介入対象国以外の他の国家によって自国の存立が脅かされている状況――例えば、首都を含む統治領域内の

主要都市に対する大規模な侵略――において行われるものではないからだ。自国存亡の危機において、自国の存立には直接の関係がない国家への遠征武力介入を行うために軍隊を派遣し、それに軍事力を割く「余裕のある」国家はないだろう。国家防衛に切羽詰まった状況ではないからこそ、さしあたり「余裕」のある兵力を遠征武力介入に投入することができるのだ。

そのような自発的かつ選択的な「贅沢な」軍事行動である遠征武力介入において、兵士が子ども兵士と対峙した場合には、倫理学的視座から何が言えるのだろうか。志願制の軍隊の兵士が子ども兵士と戦闘を行う可能性を自発的に受け入れたのであれば、それは契約であり、また選択である。子ども兵士と戦闘を行う可能性を受け入れるのも拒否するのも、志願制の軍隊の兵士には一定の選択の自由が与えられている。子ども兵士との戦闘を行うような任務は拒否できるかもしれないし、除隊することも選択肢としてありうるかもしれない。除隊は軍人としての職務経歴を断つことを意味する過酷な選択であるかもしれない。しかし、それでもなお、兵士には選択の自由が保障されている。

とはいえ、徴兵制の軍隊の兵士の場合には状況が異なるだろう。徴兵された兵士の選択は、志願した兵士の選択よりも限られたものになりうる。任務を拒否した場合には懲罰を受ける場合もあるかもしれない。しかし、任務を拒否することもまた、兵士の選択である。もし強制的に子ども兵士との戦闘に参加させられる兵士がいるとすれば、私たちは子ども兵士に対してだけではなく、その兵士に対しても共感と道徳的懸念を持ってもよいのかもしれない。

（1） UNICEF, *Beyond Chibok: Over 1.3 Million Children Uprooted by Boko Haram Violence* (2016), p. 1. https://www.unicef.org/infobycountry/files/Beyond_Chibok.pdf, 二〇一八年四月一五日アクセス。

（2）*Ibid.*, p. 2.

（3）'Children and armed conflict: Report of the Secretary General', A/72/361-S/2017/821, 二〇一七年八月二四日アクセス。

（4）http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_238053/lang--ja/index.htm, 二〇一八年四月二六日アクセス。

（5）「最悪の形態の児童労働の撤廃：ＩＬＯ第一八二号条約への実務的ガイド」（『議会人のためのハンドブック』第三号、二〇〇二年）http://www.oit.org/public//japanese/region/asro/tokyo/pdf/ilo-ipu-guide.pdf, 二〇一八年四月二六日アクセス。

（6）同右。一一頁。

（7）著者は、この引用の主張に諸手を挙げて賛成しているわけではない。特に、引用内に例示してあるような労働参加を通して「児童が成人した時に社会に役立つ生産的な大人になるための準備ともなる」のかどうかについては慎重な検討が必要であると思われる。また、「社会に役立つ生産的な大人」を準備することが重要であるのか、さらに「社会に役立つ生産的な大人」とはどのようなものなのかといったことについてしっかりした議論が必要であると思われる。しかし、「子どもにとって、精神的、肉体的、社会的、道徳的に危険であり、有害である」労働を一方的かつ強制的に課すこと、並びに社会生活を送る上で必要となることを学ぶことができる（または、学んだほうがよい、学ぶことが望まれる、ないし学ぶことが求められる）教育を受けられる機会を一方的にかつ強制的に奪うことは、どのような理由や条件下であったとしても無条件で許容されるとは考えられないだろう。

（8）前掲「最悪の形態の児童労働の撤廃：ＩＬＯ第一八二号条約への実務的ガイド」。

（9）同右。

（10）ここで注意すべきは、「児童労働によって現在と未来を搾取された人々が人生を謳歌していない、よりよい人生を送っていない」というような主張が行われているわけではないという点である。

（11）前掲「最悪の形態の児童労働の撤廃：ＩＬＯ第一八二号条約への実務的ガイド」、二六頁。

（12）Ilse Derluyn, Eric Broekaert, Gilberte Schuyten, and Els De Temmerman, 'Post-traumatic stress in former

Ugandan child soldiers', *Lancet* 363 (2004), pp. 861–863.

(13) *Ibid.*, at p. 863.

(14) Peter W. Singer, 'Caution: Children at War', *Parameters: The US Army War College Quarterly* (Winter 2001–02), pp. 156–172 at p. 156.

(15) 当然ながら、「西洋社会」が何を指すのか、「西洋社会」なるものが一枚岩なのか、「西洋社会」の中には多様性やばらつきはないのか、イスラエルは「西洋社会」を構成し、イスラエル国防軍は「西洋社会」の軍隊として考えられるのかといった数多くの疑問が生じるかもしれない。しかし、ここでは欧米諸国で構成されるＮＡＴＯ軍が共同での軍事作戦遂行を可能にする程度の考えや思考を共有しているとはみなすことができるだろう。

(16) Eyal Ben-Ari, 'Facing Child Soldiers, Moral Issues, and "Real Soldiering": Anthropological Perspectives on Professional Armed Forces', *Scientia Militaria, South African Journal of Military Studies* 37. 1 (2009), pp. 1–24 at p. 11.

(17) *Ibid.*

(18) *Ibid.*, p. 12.

(19) Jeff McMahan, 'Child Soldiers: The Ethical Perspective' (Pittsburgh: Ford Institute for Human Security, University of Pittsburgh, 2007), pp. 1–16 at p. 12.